

廃棄物処理法令の改正に伴うアスベスト廃棄物の取扱いについて

～産業廃棄物収集運搬業者の方へ～

日ごろ、本市の産業廃棄物行政にご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。従来まで、非飛散性アスベスト廃棄物については「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に基づいて適正な処理をお願いしてきましたが、この度、アスベスト廃棄物に関する廃棄物処理法の法令改正が行われ、平成 18 年 10 月 1 日から施行されました。これにより、アスベスト廃棄物の処理基準が法令化されましたので、今後は法令に基づく適正な処理が義務付けられました。

1 「石綿含有産業廃棄物」について

「石綿含有産業廃棄物」とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有するものです。これまで、「非飛散性アスベスト」と呼ばれていたもので、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」とは区別されます。

よって、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」で石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有するものを取扱う場合は、許可申請書やマニフェスト等にその旨を記載する必要があります。

2 石綿含有産業廃棄物の処理基準について

(1) 収集運搬業

石綿を含む廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物を破碎することのないよう、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わないこととし、当該石綿含有廃棄物がその他のものと混合しないように仕切り等を設け、かつ、飛散しないよう梱包する又はシートで覆う等の措置を講じることになりました。ただし、収集又は運搬のために運搬車両等に積込む際に、やむを得ず切断等が必要な場合は、石綿含有廃棄物が飛散しないように、散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うことになりました。

また、積替え又は保管を行う場合にも、石綿含有産業廃棄物がその他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じることとなりました。

(2) 処分

中間処理は、知事等の許可を受けた施設での溶融又は国の認定施設での無害化処理等に限定されます。これ以外の中間処理（破碎、切断）を行うことは原則禁止されていますので、溶融等を行わない場合はそのままの状態最終処分を行うことが必要です。

3 石綿含有産業廃棄物に係る情報の伝達について

(1) 帳簿

産業廃棄物処理業者が備えるべき帳簿において、石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うことになりました。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び委託契約書

石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することになりました。なお、現在締結されている委託契約書については、次の更新の際に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載してください。また、自動更新規定を含む契約書にあっては、覚書等により石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を規定してください。

4 許可申請について

平成18年10月1日以降の産業廃棄物収集運搬業許可証については、石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合は、許可品目にその旨が記載されることになりましたので、許可申請の際、当該品目に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を記載してください。

なお、許可証の許可日が平成18年9月30日以前のものについては、当該品目に石綿含有産業廃棄物を含む旨の記載がなくとも、石綿含有産業廃棄物を取り扱うことができます。

《事務担当》

横須賀市環境管理課 産業廃棄物規制担当

TEL：046-822-8418